

官報

号外 平成六年八月三十日

○第三百十回 参議院會議録追録

防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月十八日

参議院議長 原 文兵衛殿

駁 正敏

防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問
問主意書

先に私が提出した「防衛庁における訓令の拘束力に関する質問」に対する政府答弁書では、訓令に規定する職務上の義務違反及び職務怠慢に対して懲戒処分を行うかどうかは、懲戒権者の裁量行為である旨の回答があった。

「任命権に関する訓令」(昭和三十六年防衛庁訓令第四号)第四十八条、第四十九条及び第五十条はそれぞれ、陸海空の各指定部隊等の長がその指揮監督下にある自衛官に対し戒告、軽処分等の処分を行える旨を定めている。

先の政府の答弁に従えば、全く同じ訓令上の義務違反を起こしても、それぞれの懲戒権者の裁量によって、ある者は懲戒処分が行われ、ある者には懲戒処分が行われないということが、起こり得るものと考えられる。

よって政府の見解を明らかにするために質問する。

一 右に指摘したような、懲戒権者による処分の違いが生じることを政府は容認しているのか。

二 政府が、懲戒権者による処分の違いが生じることは起こり得ないとの見解に立つのであれば、その根拠を明らかにされたい。

右質問する。

平成六年八月二日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出防衛庁における訓令の拘束力に関する再質問に対する答弁書
一及び二について

自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十六条に定められた懲戒事由に該当する場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選択するかは、懲戒事由

の存在のほか、関連する諸般の事情をも考慮した上で行うべき懲戒権者の裁量行為であり、懲戒権者による裁量権の行使は、個別具体的事案に即して、公正かつ適切になされているものと考えている。

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月十八日

駁 正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

昭和五十五年十一月十七日、政府は、靖国神社公式参拝に関する見解を表明した。その内容は、「内閣総理大臣その他の國務大臣がその資格で参拝することは、憲法第二十条第三項との関係で問題がある。断定はしていないが違憲ではないかとの疑いをなお否定できない」というものであった。

ところが、昭和六十年八月十四日、政府は、「参拝方式を十分配慮し、靖国神社を援助する結果にならないければ、内閣総理大臣らの公式参拝は憲法違反に該当しない」旨の官房長官談話を発表し、翌日、中曽根康弘内閣総理大臣がこれを実行した。

こうした経過の後、今般、平成六年七月十日、村山富市内閣総理大臣が、「私は参拝しないし、閣僚の皆さんにも自粛してほしいとお願ひする」

と発言したが、その後、この発言は修正されたとの報道があった。

そこで、敗戦五十回忌の八月十五日を前にしたこの機会に、あらためて靖国神社公式参拝に関する政府の統一見解をただしておきたい。

一、靖国神社公式参拝に関する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成六年七月二十六日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣その他の國務大臣の靖国神社公式参拝とは、内閣総理大臣その他の國務大臣が公的な資格(國務大臣という資格)で行う靖国神社への参拝のことである。

内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、昭和六十年八月十五日に実施されたが、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に考慮し、差し控えられているところである。

なお、昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝は憲法に違反しないとの従来の政府見解は変わっていない。

公式参拝は制度化されたものではないので、今後、公式参拝を実施するかどうかは、内閣総理大臣その他の國務大臣が、その都度、諸般の事情を

平成六年八月三十日 参議院会議録 質問主意書及び答弁書

総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した上で、決定すべきものである。

防衛庁における「戦略」に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月二十一日

参議院議長 原 文兵衛殿 正敏

防衛庁における「戦略」に関する再質問主意書

意書
先に私が提出した「防衛庁における「戦略」に関する質問」に対する政府答弁書の内容につき不明な点があるので再度質問する。

一 「戦略」、「防衛戦略」の定義について
政府答弁書は、「防衛庁における「戦略」及び防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）第六条に規定される「防衛戦略」は、それぞれ一般的な意味で使用されている」としている。

「戦略」は一般的に世間で使用される言葉であるが、厳密に定義され使用されているわけではない。従って諸外国において軍事組織が使用する場合には概念が混乱しないようその内部において統一した定義を定めている。一例を挙げると、米国防務省におおづば「DICTIONARY OF MILITARY AND ASSOCIATED TERMS」(JCS Pub.1) という用語集を作成しており、この中には strategy (戦略) も定義されている。

また一般的に「国家戦略(national strategy)」、「軍事戦略(military strategy)」という言葉は諸外国においても使用されているが、「防衛戦略」という言葉は事關にして聞かない。およそ防衛庁・自衛隊独自の用語と考えられる。

よって、以下の点についてそれぞれ明らかにされたい。

1 防衛庁・自衛隊内部において「戦略」、「防衛戦略」の概念を定義していないのか。もし定義していないのであれば、その理由は何か。

2 「防衛戦略」とは「戦略」の一形態なのか否か。

3 「防衛戦略」とは政府答弁書でいうところの「防衛の基本」と同じ意味なのか。

二 「防衛戦略」の性格について

政府答弁書は「同訓令第六条の規定によれば、統合長期防衛見積りの中で「防衛戦略」を考察することとされているが、統合長期防衛見積りの内容については、事柄の性質上、答弁することとを差し控えたい」としている。こうした答弁は、戦前の「帝国国防方針」が、世界情勢判断に基づく想定敵国の確定と軍備の基本方針を定めたため、閣議で審議されたにもかかわらず、その内容は厳重に秘匿されたことを思い起こすものである。

よって、以下の点についてそれぞれ明らかにされたい。

1 統合長期防衛見積りの中には「防衛戦略」が定められているのか。

2 同見積り、あるいは「防衛戦略」は「帝国国防方針」と同様の性格を持つものなのか。

3 同見積りの中で「防衛戦略」を考察する目的は何か。
右質問する。

平成六年八月十二日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出防衛庁における「戦略」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出防衛庁における「戦略」に関する再質問に対する答弁書

一 について
防衛庁における「戦略」及び「防衛戦略」は、それぞれ一般的な意味で使用されているものであり、防衛庁において定義されたものがあるわけではない。したがって、「防衛戦略」と御指摘の「防衛の基本」との異同についても、一概に述べることは困難である。

二 について
統合長期防衛見積りにおいては、原則としてその作成する年度の九年後の年度以降の見通し得る期間を対象とし、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を可能な限り見積り、これに対する防衛戦略を考察するなどとされているが、防衛戦略を考察する目的は、統合長期防衛見積りの作成を通じて、統合中期防衛見積りの作成等に資することにあるものとされている（防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）第六条）。

このような統合長期防衛見積り及び同見積りの中で考察されている防衛戦略は、いずれも、御指摘の「帝国国防方針」として一般に知られているものとは性格を異にするものであると考えている。

高レベル放射性廃棄物の処理処分及び貯蔵工
学センターに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月二十一日

参議院議長 原 文兵衛殿

竹村 泰子

高レベル放射性廃棄物の処理処分及び貯蔵工学センターに関する質問主意書
一九九四年六月に原子力委員会によって策定された「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「長期計画」という。）に関連して、高レベル放射性廃棄物の処理処分につき、次のとおり質問する。

一、「長期計画」では「地層処分の候補地として適切と思われる地点について予備的調査を行い、処分予定地を選定する」とあるが、この際の適切とみなされる判断基準とはいかなるものか。

二、動力炉・核燃料開発事業団発行のパンフレット「貯蔵工学センター計画の概要」によると処分予定地の選定には「複数地点における広域調査及びそれらを踏まえた候補地点における精密調査並びに深地層における試験、地上における

深地層を模擬した環境工学試験等を実施し、これらの成果について所要の評価を行った後、処分を行う予定地を選定する」とある。ここでいう成果についての所要の評価について、その判断、評価基準はどのように決められているのか。

また、これら複数地点における広域調査及びそれらの地点における精密調査等についての進捗状況について明らかにされたい。

三、一九八七年六月決定の「原子力開発利用長期計画」の記述にあるが、二の調査等は動力炉・核燃料開発事業団の事業として理解しているが、それでよいのか。

四、一九九四年六月の「長期計画」に初めて「概延」と具体的な地名入りで貯蔵工学センターの推進がうたわれている。周知のように、この貯蔵工学センター計画が明らかにされたのは一九八四年五月である。この時点でなぜ北海道の幌延町を貯蔵工学センターについての立地予定場所として選定したのか。その理由及び選定に至るまでの過程を明らかにされたい。

五、高レベル放射性廃棄物のガラス固化体貯蔵プラントも含む総合センターとしての貯蔵工学センターの立地基準とはいかなるものか。

六、本年度の原子力開発利用基本計画で述べてある動力炉・核燃料開発事業団が進めているガラス固化技術開発施設でのホット試験運転の開始時期はいつか。

七、六のホット試験運転でつくられる高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の仕様についての法的規制はどのようになっているか。

八、「長期計画」によると、地層処分の手順にお

ける、処分予定地の選定作業の中で「実施主体は地元とその趣旨を十分に説明し、その了承を得ておくものとします。」となっているが、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の手順検討ワーキンググループの川上幸一主査（神奈川大学教授）は「エネルギーフォーラム」（一九九三年十月号）という雑誌の中で「部会の最終案では「地元の同意を要件とする。」という明確な表現であったが、「了承を得る。」に置き換えられた。」と話している。そこで「地元の同意を要件とする。」との表現を「了承を得ておくもの」とします。」に変えた理由はどのようなものか。

平成六年八月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣

橋本龍太郎

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員竹村泰子君提出高レベル放射性廃棄物の処理処分及び貯蔵工学センターに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出高レベル放射性廃棄物の処理処分及び貯蔵工学センターに関する質問に対する答弁書

一について

本年六月に策定された「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下「新長期計画」という。）」に示されているとおり、地層処分候補地及び処分予定地の選定は、西暦二〇〇〇年を目安に設けられる処分事業の実施主体（以

下「実施主体」という。）が行うこととしている。予備的調査を行う地層処分候補地の選定に当たっては、文献調査等により地質環境等の自然環境や土地利用状況等の社会環境について候補地として特段の問題が見いだされることが重要な判断基準になるものと一般的には考えられる。

二及び三について

新長期計画においては、地層処分に関し、その研究開発の進め方と処分の進め方を区分し、それぞれ並行して進めるとの考え方で整理されている。

すなわち、地層処分研究開発については、動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃事業団」という。）を中核推進機関として、多重バリアシステム（地層処分された高レベル放射性廃棄物中の放射性物質が、地下水によって人間環境に運ばれることを抑制するための仕組み。人工的に設けられる多層の安全防護系である人工バリアと、地層の天然バリアから構成される。）の性能評価研究、処分技術の研究開発、地質環境条件の調査研究等を行うこととされており、現在これらの研究等を進めているところである。一方、地層処分候補地での予備的調査及び処分予定地におけるサイト特性調査等については、実施主体が行うこととされている。

平成三年度までの地層処分研究開発の進捗状況と成果については、平成四年に動燃事業団により第一次取りまとめとして公表され、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会において評価されている。西暦二〇〇〇年前までに予定されている第二次取りまとめについては、国は

評価のための委員会を設け、その評価を行う予定である。

実施主体が行う予備的調査等の評価については、評価基準を含め、今後検討されていくものである。

四について

動燃事業団は、高レベル放射性廃棄物等の貯蔵、地層処分研究開発及びこれらに関連した研究開発を行う貯蔵工学センターの設立計画を立案していたところ、昭和五十九年に幌延町議会が誘致を議決した。

これを受け、候補地を既存資料で調査したところ、必要な敷地が確保でき、放射性廃棄物等の輸送の面で支障がなく、地下に深地層試験に適した岩体が存在している見通しがあり、貯蔵工学センター建設に有望な地点と判断したため、動燃事業団は幌延町への立地を計画し、昭和六十年に立地環境調査の申入れをしたものであると承知している。

五について

貯蔵工学センターの立地条件としては、立地地点及びその周辺において、大きな事故の誘因となる事象が起こることが考えられないこと、また、万一事故が発生した場合において、災害を拡大するような事象も少ないことが基本である。

さらに、これに加えて必要な敷地が確保できること、放射性廃棄物等の輸送の面で支障がないこと、地下に深地層試験に適した岩体が存在することも必要である。

六について

動燃事業団は、ガラス固化技術開発施設につ

いては、今後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十八年総理府令第十号)第九條に基づき当該施設内に管理区域を設定した後、当該施設と高放射性廃液貯蔵場との配管接続工事を終了した上で、当該貯蔵場から高レベル放射性廃液(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をいう。以下同じ。)を受け入れてガラス固化(高レベル放射性廃液をガラスにより容器に固化すること)を行う。以下同じ。を行うこととしている。動燃事業団は、当該管理区域の設定をもってホット試運転の開始としており、現在のところ、本年九月上旬を予定している。

七について

ガラス固化技術開発施設において作られるガラス固化体(高レベル放射性廃液をガラス固化したものをいう。以下同じ。)については、ガラス固化体一本当たりの総放射能量、ガラス量等といった、仕様そのものについての具体的基準等により法的に規制されているのではなく、ガラス固化技術開発施設を設置する際に、同施設において処理することとしている廃液の放射能量等を踏まえ、ガラス固化体を取り扱う設備に係る放射線のしゃへいに関する構造、閉じ込めに関する構造等が十分な安全性を有することに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)に基づく再処理施設の設置又は設置変更承認申請に係る審査等において確認されることとなっている。また、運転開始後においても、同法に基づき、当該ガラス固化体を取り扱う再処理事業者は、保安規定を遵守すること、線量当量率等を記録しこれを保存すること、再処理

施設の保全等保安のために必要な措置を講じること等が義務付けられている。

八について
一般の方々に分かりやすい平易な表現として、「了承を得ておくもの」とします。という表現をとったものである。

難病対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月二十二日

荒木 清寛

参議院議長 原 文兵衛殿

難病対策に関する質問主意書

昭和四十七年に政府の「難病対策要綱」が策定されて以降二十年余を経過したが、いわゆる難病や慢性疾患に苦しむ患者や家族は、今日なお、肉体的・精神的、さらには経済的に大きな負担を感じている。また、特定疾患治療研究事業や身体障害者福祉法、障害年金のいずれの対象にもならず、各種制度、施策の合間に置かれている患者も少なくない。

こうした実態を踏まえ、現行施策を抜本的に見直し、患者やその家族が必要な保健・医療・福祉サービスを中心として受けられ、クオリティ・オブ・ライフを維持・向上できるように総合的かつ体系的な難病対策を確立する必要がある。こうした観点から以下質問する。

一 現在、公衆衛生審議会成人病難病対策部会に設置された難病対策専門委員会において、二十

一世紀に向けた総合的な難病対策が検討されていると聞くが、専門委員会における検討の状況、目的を伺いたい。

二 特定疾患治療研究事業について

1 昭和五十二年以降毎年度一疾患ずつしか指定されていないのはなぜか。突発性間質性肺炎等すでに診断基準が確立されているものについては、年に一疾患と言わず早急に指定する必要があるのではないか。

2 この事業の対象疾病を「原因不明」のものとしているのはなぜか。原因が究明されていても、治療方法が未確立で、後遺症を残すおそれが少ない疾病や経過が慢性にわたる、介護等の負担が重い疾病についても治療研究事業の対象とすべきではないか。

3 「患者数が少ないため、公費負担の方法により受療を促進しないと、原因の究明、治療方法の確立などに困難を来すおそれのある疾患」と言うところの患者数とは、何人程度を上限と考えているのか。治療研究事業は、実際には公費負担医療制度として機能しており、医療費の自己負担の解消という観点からは「患者数が少ない」ことを要件にする必要はないのではないか。当面、レックリングハウゼン病などの疾患を対象とすべきではないか。

三 小児慢性特定疾患治療研究事業について

1 多くの疾病の対象が二十歳未満まで延長されている中で、「下垂体性小人症を除く内分泌疾患」「糖尿病」「軟骨異栄養症を除く先天性代謝異常」「神経・筋疾患」については年齢延長が認められていないのはなぜか。これ

らについても、二十歳未満に延長すべきではないか。

2 慢性疾患をもつすべての子供たちに教育の機会を保障するため、養護学校の分教室や院内学級の設置、訪問教育を推進すべきではないか。また、通常の学級に在籍する子供や県外から入院する子供への弾力的な対応を行うべきではないか。

3 患者家庭の不安の軽減を図り、慢性疾患をもつ子供たちがよりよい生活を送れるように、相談・保健指導を充実するとともに、保健・医療・福祉にわたる総合的な地域ケア対策を確立すべきではないか。また、そのための施策をエンゼルプランに盛り込むべきではないか。

四 難病や小児の慢性疾患に係る公費負担医療については、治療研究給付としてではなく、難病や慢性疾患をもつ患者の適正な医療の確保と福祉の増進を目的とする制度に再編するとともに、特定疾患治療研究事業と小児慢性特定疾患治療研究事業という二本立てで行われている現行制度を見直し、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患について、成人後も継続して医療費助成が受けられるようにすべきではないか。

五 難病患者の雇用の促進、職業リハビリテーション等の措置を積極的に進めるべきではないか。また、難病患者を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく適応訓練、助成金の対象とすべきではないか。

六 既存の障害児者施策との整合性に配慮しつつ、独自の基本法あるいは福祉法の制定について検討を行うべきではないか。当面、難病患者地域保健医療推進事業を抜本的に拡充し、地域

医療・保健体制を強化するとともに、ホームヘルプサービス等の福祉サービスを含めた在宅ケアシステムを構築すべきではないか。
右質問する。

平成六年八月二十三日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員荒木清寛君提出難病対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出難病対策に関する質問に対する答弁書

一について

難病対策専門委員会は、総合的な難病対策を検討するため、平成五年七月、公衆衛生審議会成人病難病対策部会の下に設置され、平成六年七月十八日、現行の難病対策の評価と今後の基本的方向等とを内容とする中間報告を取りまとめた。当該中間報告については、同月二十日、公衆衛生審議会成人病難病対策部会に報告され、了承されたところである。同委員会においては、本年度末を目途に最終報告を取りまとめることとしている。

二の1について

特定疾患治療研究事業の対象疾患については、診断基準が確立しているものの中から、原因究明の困難性、難治性、重症度及び患者数等を総合的に勘案し、学識経験者からなる特定疾患対策懇談会の意見を聞いて逐次追加しているところである。

二の2について

特定疾患治療研究事業は、原因が不明であり、難治度及び重症度が高く、さらに、患者数が少ない疾患について、公費負担により受療を促進することによって、その原因を究明し、もって治療方法の確立等に資することを目的としており、既に原因が究明されている疾患については、当該事業の対象となるものではない。なお、原因となるウイルス等は判明しているが、その発症の機序が明らかでない疾患については、原因が不明であるものとして取り扱っているところである。

二の3について

特定疾患治療研究事業は、患者数が少ないため、公費負担により受療を促進しないと一定数の症例が確保できない疾患を対象とするものであり、「患者数が少ない」ことは必要な要件であると考えている。なお、当該事業の対象となる疾患の選定に当たっては、患者数を含め、原因究明の困難性、難治度及び重症度等を総合的に勘案し、学識経験者からなる特定疾患対策懇談会の意見を踏まえ、個別に判断しているところである。

三の1について

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象年齢を十八歳未満から二十歳未満に引き上げることについては、個々の疾患ごとに事業の趣旨、当該疾患をもつ児童の実情、当該疾患に対する医療の実態等を考慮して総合的に判断しているところである。御指摘の「下垂体性小人症を除く内分泌疾患」、「糖尿病」、「軟骨異栄養症を除く先天性的代謝異常」及び「神経・筋疾患」については、今後このような観点から対象年齢を引き上げるものの必要性について検討することとしている。

三の2について

学齢児童又は学齢生徒で慢性疾患の状態にある者については、その状態に応じ、都道府県及び市町村の教育委員会等の判断により、必要な期間療養に専念するよう指導するか、養護学校若しくは小学校若しくは中学校の特殊学級で教育するか又は小学校若しくは中学校の通常の学級で慢性疾患の状態に留意して指導しているところであり、適切な対応が行われていると考える。また、都道府県を越えて入院する学齢児童又は学齢生徒は、区域外就学の手続を経ることによって病院の所在する都道府県を設置する養護学校等に就学が可能となっている。

なお、平成五年六月から、文部省において病児療養施設の教育に関する調査研究を行っており、その中で病児療養児に対する教育の充実方策について検討しているところである。

三の3について

慢性疾患をもつ児童に対する地域ケア対策については、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」(平成六年法律第八十四号)において児童福祉法の一部が改正され、慢性疾患をもつ児童に対する療育の指導が保健所の業務として位置付けられており、政府としては法律改正の趣旨を踏まえ、その充実を図っているところである。

また、御指摘のいわゆる「エンゼルプラン」については、子育てを社会的に支援していくため

四について

小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を阻害する慢性特定疾患に係る医療の確立及び普及を事業の趣旨としており、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となる小児の慢性疾患を対象としている。これに対して、特定疾患治療研究事業は、特定疾患の原因の究明、治療方法の確立を事業の趣旨としており、原因が不明であり、難治度及び重症度が高く、さらに、患者数が少ない疾患を対象としている。

したがって、両制度はその趣旨を異にしており、共に公費負担医療制度であるという点のみに着目して、両制度の再編を行うことは困難である。

なお、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患であって特定疾患治療研究事業の対象疾患となっていないものうち、特定疾患治療研究事業の目的に合致する六疾患について、既に特定疾患治療研究事業の対象疾患としたところである。

五について

難病患者については、公共職業安定機関等において、その能力に適合する職業に就くことができるよう、個々の疾病に起因する障害の特性に配慮した職業指導等を行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する指導を行う等の措置を実施しているところである。今後とも、難病

平成六年八月三十日 参議院会議録 審査報告書(継続案件) 調査報告書(継続事件)

患者の就職阻害要因、事業所での配慮事項等について、検討を重ねつつ、難病患者の雇用の促進に努めてまいりたい。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十三号)の身体障害者の範囲は、福祉行政と職業安定行政の連携の確保等の観点から、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)の身体障害者の範囲と同一であり、難病患者であつて、障害者の雇用の促進等に関する法律及び身体障害者福祉法に定める身体障害者に該当する者は、適応訓練及び助成金の対象となるものである。

六について

御提案の難病対策の法制化や地域医療・保健体制の強化を始めとする今後の難病対策については、公衆衛生審議会成人病難病対策部会に設置された難病対策専門委員会の中間報告において、現行の難病対策要綱の取扱い、各種施策の対象者の範囲、医療費の適正な負担の在り方等について、難病対策の法制化の是非を含めて、今後検討を進めていく必要があるとされているところである。今後、同委員会における審議の結果を踏まえて、対応してまいりたい。

審査報告書

平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書(継続案件)

平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書(継続案件)

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

決算委員長 三上 隆雄

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、表記の件に關し、関係大臣、政府当局及び参考人の出席を求め、農林水産省、総務庁、経済企画庁、農林漁業金融公庫、厚生省、労働省、環境衛生金融公庫、自治省、警察庁、北海道開発庁、沖縄開発庁、公営企業金融公庫、北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融公庫の決算について審査を行ったほか、資料の収集等に努めた。

審査報告書

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

規制緩和に關する特別委員長 木暮 山人

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本法律案については、第百二十九回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

内閣委員長 岡部 三郎

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、今後における行政改革の推進方策について石田総務庁長官、また、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案について熊谷内閣官房長官からそれぞれ説明を聴取した。さらに、総理府関係の施策について熊谷内閣官房長官、総務庁の業務運営の基本方針について石田総務庁長官からそれぞれ所信を聴取するとともに、平成六年度内閣、総理府関係予算について熊谷内閣官房長官、平成六年度総務庁関係予算について石田総務庁長官、平成六年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴取した。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

内閣委員長 岡部 三郎

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、防衛庁の基本方針について神田防衛庁長官から所信を、平成六年度防衛庁関係予算について政府委員から説明を聴取したほか、海上自衛隊機須賀地方総監部、自衛艦隊司令部及び在日米軍横須賀海軍施設の視察を行った。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に關する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

地方行政委員長 岩本 久人

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に關する調査の一環として、第百二十九回国会開会中において、左記の事項に關し、佐藤国務大臣、石井国務大臣及び関係政府当局から説明を聴取し、質疑を行うと

ともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用及び風俗営業に関する制度及び運用等について調査検討を行う暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

また、同国会閉会後においては、関係資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

なお、地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

記

一、地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件

一、平成六年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件

一、平成六年度の地方財政計画に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

法務委員長 猪熊 重二

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、法務行政の基本方針について中井法務大臣から所信を、平成六年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所長官代理者から説明を聴取するとともに、検察官の信頼回復のための具体的施策、出入国者数の推移、法律扶助制

度の充実、死刑執行への大臣の姿勢、在日朝鮮人の人権擁護、ホームレス対策、刑事施設法案の提出予定、J・R東日本の「週刊文春」販売拒否問題等について、中井法務大臣、政府委員、最高裁判所長官代理者、警察庁及び運輸省当局に対し、質疑を行った。

同国会閉会後においても、引き続き関係資料の収集、検討等を行ったが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

外務委員長 井上 章平

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、国際情勢等に関し、柿澤外務大臣から所信を聴取した。次いで、閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

大蔵委員長 上杉 光弘

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、財政及び金融等の基本施策に関して大蔵大臣より所信を聴取するとともに、今後の税制改革の見通し、地価高騰による相続税負担増への対処策、為替相場変動による景気回復への影響等の諸問題について、大蔵大臣、関係当局に対し、質疑を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後においても、資料の収集検討に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

文教委員長 石井 道子

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、文部大臣の所信を聴取するとともに、文部省の国際家族年における取組、登校拒否・いじめ・高校中退の現状、養護教諭の役割の強化のための文部省の施策、業者テスト追放後の高校入試改善の工夫、子供の理科離れ防止のための学校現場での取組、原爆ドームの世界遺産化についての文部省の見解、教育委員会の活性化と地方分権、女子大生の就職難の現状とそれに対する国の施策、海外日

本人学校における憲法二十六条の趣旨の実現、平成六年度文教予算の重点項目、病弱児教育のための環境整備等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行った。

なお、教育、文化及び学術に関する実情調査のため、国立宇都宮大学、栃木県真岡市立真岡西小学校及び真岡市科学教育センター並びに埼玉県立和光国際高等学校及び理化学研究所の視察を行った。

また、同閉会中においては、引き続き資料の収集等を行うとともに、原爆ドーム及び文化財の保護等に関する実情調査のため、広島県及び兵庫県に委員派遣を行った。

しかしながら、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

厚生委員長 会田 長栄

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、厚生行政の基本施策に関する件について、厚生大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。また、閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

農林水産委員長 浦田 勝

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、平成六年度の農林水産行政の基本施策に関する件について、農林水産大臣から所信を聴取し、政府に対し質疑を行ったほか、米問題に関する件、畜産物等の価格安定等に関する件等について、政府に対し質疑を行った。なお、「畜産物価格等に関する決議」を行った。

閉会後においては、平成六年産米の生産者米価に関する件について、政府から説明を聴取するとともに、政府に対し質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会后、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

商工委員長 中曾根弘文

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、通商産業行政の基本施策、経済計画等の基本施策、公共入札ガイドライン、公共料金の引き上げ実施見送り措置、景気の現状と対策、日米包括経済協議、中小企業対策、大規模小売店舗法の改正問題、公共投資基本計画、税制改革に関する機械的試算等の諸問題について政府関係者に質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会后において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

運輸委員長 和田 教美

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、運輸行政の基本施策に関して運輸大臣から所信を聴取するとともに、名古屋空港における中華航空機事故の原因・犠牲者への補償問題・消防体制の在り方、高速自動車国道の料金値上げ問題、駅舎におけるエレベーター・エスカレーターの設置問題、地方バス路線維持のための補助制度の在り方、公共交通ターミナルにおける視力障害者対策の在り方、交通施設利用円滑化のための機構の在り方等について質疑を行った。

なお、関西国際空港の建設状況・空港アクセス

等の実情調査のため、兵庫県、大阪府及び和歌山県に委員派遣を行ったほか、中華航空百四十便の名古屋空港における事故の調査のための視察を行った。

閉会後においては、物流事情に関する実情調査のための視察を行ったほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

通信委員長 森 暢子

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、郵政行政の基本施策に関して日笠郵政大臣から所信を聴取するとともに、特定郵便局に対する施策、簡易生命保険加入限度額の引上げ問題、情報通信基盤整備に向けた国の取組、移動体通信をめぐる日米合意、NTT電話料金改定問題、各地域の民放に対する振興策、放送局免許制度に係る行政の在り方等の諸問題について、郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

また、閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象範囲が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

労働委員長 野村 五男

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において次の事項について調査を行うとともに、経済社会の変化に伴う職業能力開発事業の実情を調査するため千葉県内を視察し、また、同国会開会中及び閉会中において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、労働行政の基本施策に関する件
- 一、平成六年度労働関係予算に関する件

調査報告書

建設事業及び建設諸計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

建設委員長代理 理事 鈴木 貞敏

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策につ

いて、森本建設大臣、左藤国土庁長官及び佐藤北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴くとともに、四全総合点検に関する件、入札制度に関する件、高速道路料金及び住宅・都市整備公団家賃改定に関する件、中山間地域振興に関する件、河川事業に関する件等について建設大臣、国土庁長官、政府当局に対し質疑を行った。このほか、関西国際空港開港に伴う建設諸事業等の実情調査のため、大阪府及び和歌山県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取した。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

予算委員長 井上 吉夫

参議院議長 原文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について、細川内閣総理大臣、関係各大臣及び参考人等に対し質疑を行った。

また、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

決算委員長 三上 隆雄

参議院議長 原文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中及び同国会閉会後、表記の件に関し、平成三年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集を行う等調査を進めてきたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

科学技術特別委員長 中川 嘉美

参議院議長 原文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、科学技術振興のための基本施策について科学技術庁長官から所信を聴取するとともに、H-IIロケットの今後の打上げ計画、朝鮮民主主義人民共和国の核疑惑と我が国の対応、環境汚染に対する我が国の

取組、我が国の基礎研究の現状と強化対策、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に関する調査結果と今後の対応、我が国の核燃料サイクル計画の見通し、エネルギーのベストミックスの観点からの原子力利用等の諸問題について、科学技術庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

また、科学技術振興対策樹立に関する調査のため、兵庫県に委員派遣を行った。

閉会後は、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

環境特別委員長 竹村 泰子

参議院議長 原文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、公害及び環境保全対策樹立に関し、地球温暖化問題への取組、省エネの進め方、新環境庁長官の環境行政への取組姿勢、水保問題への対応、野性動植物の保護対策、地下水汚染対策、オゾン層保護の国内措置、PCB処理対策等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

また、公害及び環境保全対策の実情等調査のため、南本牧廃棄物最終処分場及び湘南国際村を視

察した。

右のほか、開会中及び閉会後、資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

災害対策特別委員長 鎌田 要人

参議院議長 原文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、災害対策の基本施策に関する件及び平成六年度防災関係予算に関する件について、左藤国土庁長官及び政府委員からそれぞれ所信及び説明を聴取するとともに、雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、緊急情報基盤整備に関する件、防災基本計画見直しに関する件等について国土庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行った。

また、雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置した。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政治改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年八月三十日 参議院会議録追録 調査報告書(継続事件)

平成六年七月十五日

政治改革に関する特別委員長 上野 雄文

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、衆議院議員選挙区画定審議会の「区割り案の作成方針」に関する件について参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長石川忠雄君から報告を聴いた後、羽田内閣総理大臣、石井自治大臣及び参考人衆議院議員選挙区画定審議会会長代理味村治君に対し質疑を行い、同国会閉会後においては、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 木宮 和彦

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会において、平成六年度沖縄及び北方問題に関する施策について、柿澤外務大臣、石田総務庁長官及び佐藤沖縄開発庁長官よりそれぞれ所信を聴取した。
また、沖縄県における厚生年金の格差問題及び

駐留軍用地の返還等にかかる問題等の実情調査のため、沖縄県に委員派遣を行った。
以上のほか、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方分権の推進に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

地方分権に関する特別委員長 高木 正明

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

規制緩和に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

規制緩和に関する特別委員長 木暮 山人

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中、規制緩和に関する件について石田総務庁長官から所信を聴取するとともに、同件について石田総務庁長官、政府委員及び資源エネルギー庁当局に対し、質疑を行ったほか、キリンビール株式会社横浜工場及び日本石油精製株式会社根岸製油所の視察を行った。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

交通安全対策特別委員長 山田 勇

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本委員会は、第百二十九回国会開会中において、交通安全対策の基本施策に関して総務庁長官、国家公安委員会委員長、運輸大臣及び建設大臣から所信を、平成六年度陸上交通安全対策関係予算、平成五年中の交通事故発生状況並びに平成六年中の交通安全施策の重点施策、平成六年度運輸行政における交通安全施策及び平成六年度建設行政における交通安全施策に関して政府委員からそれぞれ説明を聴取した。

閉会後においては、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際問題に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

国際問題に関する調査会長 沢田 一精

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本調査会は、第百二十九回国会において、二十世紀に向けた日本の責務について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。以上の調査を踏まえて、最終年において調査を進める具体的な問題として「アジア太平洋地域の平和と繁栄に向けて」を選定するに当たり、自由討議方式による委員間の意見交換を行った。

また、国際交流、海外技術協力、自衛隊の現状等に関する実情調査のため、広島県、福岡県及び熊本県に委員派遣を行った。
六月二十三日、これらを含む過去一年間の調査をとりまとめた調査報告(中間報告)を議長に提出し、同日、議院の会議において中間報告を行った。

以上のほか、資料の収集等に努めたが、本調査は国際問題に関して長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。
よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

国民生活に關する調査会長 鈴木 省吾

参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本調査会は、第百二十九回国会開會中、本格的高齢社会への対応について、参考人・政府から意見・説明を聴取し質疑を行うとともに、公聴会の開催、委員の意見表明等を行ったほか、視察(国立身体障害者リハビリテーションセンター、社会福祉法人聖隷福祉事業団等)による実情調査を行った。これらの調査結果を国民生活に関する調査報告(中間報告)として取りまとめ、調査報告書を議長に提出するとともに、議院の會議において調査会長が報告を行った。

右のほか、開會中及び閉會後において、国民生活に関する資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業・資源エネルギーに関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

平成六年七月十五日

産業・資源エネルギーに関する調査会長 櫻井 規順
参議院議長 原 文兵衛殿

経過の概要

本調査会は、第百二十九回国会開會中、二十一世紀へ向けての企業行動のあり方に関する件、エネルギー供給の課題と対策に関する件等について、参考人からの意見聴取及び質疑、委員の意見表明及び自由討論を行った。

また、産業・資源エネルギー問題に関する実情調査のため、静岡県、大阪府への委員派遣、浜松市における地方公聴会の開催及び都内近郊におけるエネルギー等関連施設の視察を行った。

なお、六月二十三日、産業・資源エネルギーに関する調査報告書(中間報告)を議長に提出し、同日、本會議においてその概要の報告を行った。

右のほか、開會中及び閉會後において産業・資源エネルギーに関する資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

平成六年八月三十日 参議院會議録追録

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 送料三円 送料別